

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認四国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

## 四国（香川）厚生年金 事案 1203

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月15日は10万円、20年7月10日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 15 日  
② 平成 20 年 7 月 10 日

A社から支給された申立期間①及び②の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、同僚から提出された平成19年冬季及び20年夏季賞与明細表によると、当該同僚は、いずれの申立期間においてもA社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録の申立人の標準報酬月額、事業主から提出された前述の同僚に係る賃金台帳及び当該同僚に係る源泉徴収票に基づき、申立期間①及び②のそれぞれについて、申立人の給与から控除された社会保険料の年間合計額と申立人に係る給与支払報告書の各社会保険料額を検証したところ、算出される額は、申立期間①は10万円、申立期間②は8万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる上、当該標準賞与額は、申立人の主張する賞与額とおおむね一致している。

さらに、申立期間①及び②のいずれについても、当該標準賞与額と給与振込額から算出される年間給与収入額を合算した金額は、給与支払報告書で確認できる年間給与収入額と申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間

合計額を合算した金額とほぼ一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社から、申立期間①は10万円、申立期間②は8万円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 四国（愛媛）厚生年金 事案 1205

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年4月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、20年2月10日に喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社B工場の資格取得日に係る記録を18年4月1日に、資格喪失日に係る記録を20年2月10日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年4月から19年3月までは30円、同年4月から20年1月までは70円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年2月10日まで

私は、申立期間にA社B工場（現在は、C社）でD職として勤務しており、国民労務手帳の「労働者年金保険関係事項欄」にも「昭和18年4月1日資格取得、20年2月10日資格喪失」との記載があり、当該期間に勤務し、労働者年金保険の被保険者となっていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民労務手帳は、国民労務手帳法（昭和16年法律第48号）第2条に基づき、製造業等の従事者に政府が発行するものであり、同法第9条に基づき、使用者及び国民労務手帳の交付を受けた者は、「必要なる事項を記載し、これを国民職業指導所長に報告すべし」と記載されているところ、当該手帳の「就業ノ場所欄」には、A社B工場において昭和18年4月1日に「使用開始」、20年2月10日に「解用」と記載され、事業所及び事業主の押印が確認できることから、申立人は、申立期間において同社同工場に勤務していたことが認められる。

また、当該手帳の「労働者年金保険関係事項欄」には、A社B工場に係る「資格取得」は昭和18年4月1日、「資格喪失」は20年2月10日と記載さ

れ、事業所及び事業主の押印が確認できる上、C社から提出された厚生年金保険等に係る管理台帳においても、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の得喪日は当該手帳の労働者年金保険の被保険者資格の得喪日と同日であることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者台帳には、A社B工場において、申立人が昭和18年4月1日に資格取得した後、19年4月の標準報酬月額の変更記録が確認できるものの、資格喪失日が記録されていない未統合記録が確認できる上、同被保険者名簿には、申立人を含む申立人の記号番号の前後55人のうち、申立人を含む13人について資格喪失年月日が記載されていないところ、書き替えられた同被保険者名簿には、これらの者のうち申立人の氏名のみが確認できないなど、申立人に係る被保険者記録の管理に不備があったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場の労働者年金保険の被保険者であり、事業主は、申立人が昭和18年4月1日に同被保険者資格を取得し、20年2月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に対して行ったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、C社から提出された厚生年金保険等に係る管理台帳の記録から、昭和18年4月から19年3月までは30円、同年4月から20年1月までは70円とすることが妥当である。

## 四国（香川）国民年金 事案 528

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年9月まで

正確な時期は覚えていないが、母と妹がA市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をしてくれた。その後は、私が、同市役所から送付された納付書により、未納となっていた国民年金保険料を全て納付したと記憶しているが、申立期間の保険料が未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は平成2年1月25日付けで国民年金被保険者資格を取得しているが、当該資格取得処理年月日は4年11月30日であることが確認でき、当該処理日時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする申立人の母及び妹について、申立人の母は、既に死亡しているため供述を得ることができない上、申立人の妹は、「当時、B県に住んでいた母が、兄の年金のことでA市役所に相談に行きたいと言うので、母と一緒に市役所へ行ったことは覚えているが、その時期をはっきり覚えていない。実際に相談したのは母であるため、その時、兄の国民年金の加入手続をしたかどうかは覚えていない。市役所には何回か行ったかもしれないが、はっきり覚えていない。」と供述している。

さらに、申立人に対して、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

加えて、申立人が、国民年金保険料の支出について記載しているとする家計簿には、「年金」として、その支出額が記載されているものの、申立期間の保

険料と合致する支出額の記載は無く、当該家計簿では申立期間の保険料を納付したことが確認できない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 四国（香川）厚生年金 事案 1202

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月13日から同年11月30日まで  
昭和36年6月から同年9月までA県にあったB社に勤務し、その後、同年11月30日までC県D市のEで勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険加入記録が無いため、調査の上、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していた事業所について、「事業所名をはっきり覚えているわけではなく、A県のB社から紹介されて勤務したため、Eとした。」と供述しているところ、オンライン記録及び事業所名簿検索システムで検索しても、C県D市に所在し、Eの名称を含む厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、A県のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間以前に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者に照会したものの、申立人が同社を退職後に勤務した事業所を記憶している者はいない。

さらに、申立人が申立期間において勤務していた事業所を特定できないことから、事業主及び同僚に対する照会を行うことができず、厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 四国（徳島）厚生年金 事案 1204

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 6 月 1 日まで

申立期間について、A社にB職として勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が経営していた複数の店舗があったとする勤務地及び複数の同僚を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料は既に処分しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、申立人が記憶する同僚を含め連絡先が判明した6人に照会を行い、3人から回答が得られたが、当該同僚全てが申立人を記憶していない上、そのうち申立人と同職種の2人は、「人の出入りが激しかったので、入社後すぐには厚生年金保険に入れなかったと思う。私も1年か2年ぐらいは加入していないと思う。」、「はっきりは覚えていないが、入社後4、5年ぐらいは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨、それぞれ供述しており、同社では入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立事業所において、勤務中にけがをし、近隣のC（現在は、医療法人C）において治療した際、労災扱いではなく健康保険被保険者証を使用したと主張しているが、同医療法人は、「申立期間当時の診療録は保管していない。」旨回答しており、申立人が申立期間において同被保険者証を使用したことが確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。